

☆☆登録証の交付について☆☆

登録証の有効期間は原則2ヶ年度です

令和3年度新規登録の薬局

- ・ 令和3年度研修会受講後、申請により登録証を交付します。
- ・ 交付する登録証有効期間：令和3年12月1日～令和5年3月31日
(新規登録は年度途中の登録となるため、有効期間は登録の翌年度までとなります)

令和2年度に自動更新した薬局(初めて登録証を更新する薬局)

(登録証有効期間：R3年4月1日～R4年3月31日)

- ・ 令和3年度研修会を受講することで、申請により登録証を交付します。
- ・ 交付する登録証有効期間：令和4年4月1日～令和6年3月31日

令和元年度に登録の薬局(既に登録証を更新したことのある薬局)

(登録証有効期間：R2年4月1日～R4年3月31日)

- ・ 令和3年度研修会を受講することで、申請により登録証を交付します。
- ・ 交付する登録証有効期間：令和4年4月1日～令和6年3月31日